

美ら海プラザ飲食施設出店業務 仕様書

1 美ら海プラザ飲食施設の概要

沖縄県国頭郡本部町字石川424（海洋博公園内）

美ら海プラザ飲食施設：34㎡

休憩エリア：施設内に約30席、屋外（軒下）に約80席*ガーデンテーブル等

その他：美ら海プラザ内の一部に倉庫ストックスペース（約6㎡）あり。

2 業務の内容

本業務は、飲食店舗を増やしてほしいというお客様の声に応えるため、美ら海プラザ内の仮設店舗において飲食販売を行うこと。

3 契約期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

契約期間満了前に双方いずれかから解約の申し出を行う場合は、3カ月以上前までに書面にて意思表示を行うこと。

4 売上営業料

出店者は、売上営業料として、毎月の売上額の20%を翌月末日までに当財団に収めること。

5 経費の負担

店内清掃（休憩エリアを含む）、ごみ処理、簡易グリストラップ等清掃にかかる経費及び防虫防鼠、消毒等の衛生管理にかかる経費は出店者が負担すること。電気料、上下水道料金については、出店者の負担はありません。

6 業務条件等

(1) 沖縄美ら海水族館のコンセプト

沖縄美ら海水族館は「沖縄の海との出会い」をテーマに、南西諸島・黒潮の海に生きる多種多様な水圏の生き物達との出会いの場をコンセプトとする施設です。

(2) 美ら海プラザの位置づけ

美ら海プラザは、水族館との一体的な利用と他施設への中継点として、水族館の展示を学術的に補完する展示コーナーとガイダンスコーナー、休憩コーナー、便益施設等を配置して整備されています。

(3) 仮設店舗の特性による配慮

仮設店舗の特性（火気厳禁、簡易グリストラップ、休憩エリアは屋外も含む。）からメニューは、軽食、デザート、ドリンク等に限られ、テイクアウトにも対応したワンハンドフードとして提供できるよう配慮すること。

(4) 施設周辺の飲食店への配慮

美ら海プラザ周辺（屋内外）には、他の飲食店（レストラン、カフェ、パーラー、キッチンカー）計8店舗が営業を行っており、本業務で提供するメニュー等については競合しないよう配慮すること。

(5) 地産地消への配慮

沖縄県北部地域の食材を活かした商品を企画販売し、沖縄県北部の魅力の発信に努めること。

(6) 環境への配慮

出店営業にあたっては天然素材の商品袋・容器・ストロー等、脱プラスチック製品を使用するなど環境へ配慮すること。

(7) 営業時間

営業時間は、水族館の開場時間を考慮のうえ、出店者が定めること。

【水族館開場時間】

通常期：8時30分～18時30分

延長期：8時30分～20時00分（夏休み期間など）

※現店舗の営業時間は10時～17時（参考）

※営業時間は、当財団との協議により変更を認める場合もあります。

(8) 設備、備品等

出店営業に必要となる設備、什器備品等については、出店者自ら調達すること。

なお、当財団が所有する現有設備、什器備品等については、出店者に無償貸与が可能なため、当財団と事前に調整すること。

【当財団が所有する設備、什器備品等】

流し台（シンク）、カウンター、簡易グリストラップ、ディッピングケース、ホットショーケース、台下冷蔵庫、チェストフリーザー、業務用電子レンジ、テーブル、椅子など

※現地説明会にて倉庫ストックスペース（約6㎡）と設備、什器備品等の現物及び数量を確認できます。

(9) 内装工事

原則として、床、壁、天井等の建築物、電気設備、衛生設備、空調設備の改修及び造作は認めません。但し、内装など軽微なものについては当財団と協議により認める場合もありますので相談すること。

(10) 提供メニュー及び価格

提供メニュー及び価格は出店者が定めること。但し、提供メニュー及び価格を変更する場合は、書面により事前に当財団の承諾を得るものとし、販売価格は周辺の市場価格並みとすること。

(11) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請、届出等については、すべて出店者が行うこと。また、飲食店営業に係る食品衛生責任者（調理師、栄養士、食品衛生責任者講習修了者等）に従事させること。

(12) 食材搬入等

食材搬入等で海洋博公園に車輛入構する場合は、事前に当財団と必要な手続きを行い、車輛入園許可証の発行を受けること。

(13) ごみ処理

飲食施設（利用者含む）から発生するごみは、本部町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ処理（有料）を依頼するなど適正に処理すること。

(14) 簡易グリストラップ

飲食施設には簡易グリストラップが設置されていますので、悪臭、詰まりが生じないように適切に管理すること。また汚泥などの産業廃棄物を処理する際は、産業廃棄物処理法等に従い適切に処理すること。

(15) 衛生管理

出店者は、保健所及び当財団指導のもと、衛生管理に十分注意を払うとともに、発生した食品衛生法上の問題については、すべて出店者の負担と責任において対処すること。

(16) 停電対策

受変電設備の法定点検等による美ら海プラザ停電時は、出店者にて必要な対策を行うこと。

(17) 業務状況の報告

出店者は、業務状況の報告として毎日、業務日報（所定様式）にて、施設管理状況や売上金額等を当財団に提出すること。

(18) 張り紙、看板等

出店者が看板設置（店名、メニュー等）、張り紙等を行う場合は、事前に当財団に相談した上で許可を得ること。但し、沖縄美ら海水族館等のサイン計画にそぐわないと判断される場合は、許可されない場合がある。

(19) 禁煙

美ら海プラザ飲食施設内は全面禁煙とすること。なお、美ら海プラザ屋外に喫煙エリア（指定場所）を設けている。

(20) 法令等の遵守

出店者は、食品衛生法、海洋博公園における諸規則、その他法令、規則等に基づき運営すること。

(21) 保険

出店者は、飲食営業の事故等に備え、必要な保険（PL 保険、食品衛生賠償共済等）に加入すること。なお、保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものの写しを当財団に提出すること。

(22) その他

この仕様書に定めるもののほか、当財団が出店者に関し意見を求めた場合には、出店者はそれに応じ協力すること。また、営業に際し必要な事項が生じた場合は当財団と協議すること。

7 出店上の制限

(1) 飲食施設は、最善の注意をもって維持保存しなければならない。

(2) 出店者は、飲食施設を飲食業の営業以外の用途に供してはならない。

8 第三者への使用禁止

出店者は、飲食施設を他の者に使用させてはならない。

9 契約書の締結

出店者は、当財団と協議の上、別添出店契約書案に基づき契約を締結すること。

10 契約の解除

当財団は、次の各号いずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

なお、出店者は当該解除によって生じた損失の補償を当財団に請求することはできない。

(1) 当財団が沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海洋博覧会地区内施設）の管理運営者としての指定を終了したとき。

(2) 出店者が出店契約書の条項に違反したとき。

(3) 出店者が、応募資格の詐称又はその他不正な手続等により許可を受けたとき。

11 原状回復義務

(1) 飲食施設において、契約期間が満了又は契約の解除が行われたときは、出店者は自己の費用で、当財団が指定する期日までに原状に回復した上で返還しなければならない。但し、当財団が特に承諾したときは、この限りではない。

(2) 出店者が前項の期日までに原状回復義務を履行しないときは、当財団がこれを行い、その費用を出店者の負担として求めることができる。

12 損害賠償

(1) 出店者は、出店者が提供した飲食物が起因して、食中毒又は事故等の被害が発生した場合は、被害者に対し、損害賠償しなければならない。

(2) 出店者は、その責に帰すべき理由により、飲食施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による飲食施設の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。但し、飲食施設を原状に回復した場合は、この限り

でない。

(3) 前項に定める場合のほか、出店者が、出店契約に定める義務を履行しないため当財団に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

1 3 有益費等の請求権の放棄

契約期間が満了したとき、又は契約の解除が行われたときには、出店者は、飲食施設に投じた有益費及びその他費用について、これを当財団に請求し、又は異議申し立て、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

1 4 疑義の決定

出店契約の各条項に関して疑義又はその他飲食施設について疑義が生じたときは当財団と出店者で協議して定めること。

企画提案書（様式4）記載必須項目

1 基本方針

出店の理念・目的、店舗基本コンセプト、施設設置目的への理解、コンプライアンス遵守の考え方及びアピールしたいこと。

2 業務運営体制

営業時間、人員配置計画、責任体制、食材搬入等、ごみ処理計画、自主衛生管理対策等を提案してください。

※人員配置計画は、配置人数、雇用人数、人材確保（新規採用等）の方法を明示してください。

※責任体制は、責任分担が分かる体制図で明示してください。

3 業務運営計画（販売計画）

店舗名称、メニュー構成・価格等を提案してください。

※メニュー構成・価格等は、メニュー品目表、販売価格、特徴などを一覧にして明示してください。

※サンプル画像があればそれらも分かりやすく提示してください。

4 営業開始後の収支計画

営業開始後3年間（令和7年度～令和9年度）の収支計画を提案してください。

5 提案事業

沖縄県北部地域の食材を活かした商品や環境に配慮した取組みなどを具体的に提案してください。

6 セルフモニタリング

利用者の声の収集方法やその他対応等、利用者のニーズを把握しサービスに反映させる方法を提案してください。

7 集客対策

集客には飲食施設内外での動機づけや広報等の工夫が必要です。水族館利用者をいかに飲食施設へ集客（SNSの活用など）するかを提案してください。

8 危機管理対策

自然災害・その他事故・不法行為発生時等の緊急時への対応や食中毒・異物混入・食物アレルギー事故に対する予防管理の方法、各種保険への加入等を提案してください。